

Title	〔商法五六〕 裏書の訂正と権利移転の有無ならびに支払呈示期間経過後に支払場所になした呈示の効力 (昭和三八年一〇月一五日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.11 (1966. 11) ,p.75- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19661115-0075">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19661115-0075</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

〔商法 五六〕 裏書の訂正と権利移転の有無ならびに支払呈

示期間経過後に支払場所になした呈示の効力

## 【判示事項】

一、手形所持人が単に裏書の形式的連続を整える目的で期限後に既存の裏書を抹消し同一裏書人からあらためて裏書を受けた場合の法律関係

二、支払呈示期間経過後支払場所に約束手形を呈示した場合と付遅滞の効果の有無

【参照条文】 商法五一六条、同五一七条、手形法一六条、同一七条、同二〇条、同三八条

【事実】 X（控訴人）は、昭和三年五月六日、金額五〇万円、満期同年七月一五日、支払地振出地とも大阪市、支払場所D銀行船場支店なる本件約束手形一通を訴外Aにあてて振出した。Aは右の手形振出を受けると直ぐに第一裏書欄に五月一〇日付で裏書人として

（約束手形金請求控訴並びに附帯控訴事件  
大阪高等裁判所第三〇月一五判決 同昭三八（ホ七七三）  
昭和三年八月三〇日 同昭三八（ホ七七三）  
下級民事集一四卷一〇号二〇二〇頁）

署名捺印してこれを訴外B会社代表取締役Tに交付し、Tは五月中旬頃右会社代表取締役として右会社の訴外C会社に対する債務金七〇万円の一部支払のため本件手形を右C会社に白地式裏書により譲渡した。C会社は六月三日S銀行から本件手形の割引を受けたが、その際C会社は自己に対する白地裏書（第二裏書）の被裏書人欄を補充せず白地の儘としてそれに続けてS銀行に対する裏書をなした（第三裏書）ところ、同銀行は右第二裏書の被裏書人欄にC会社名を誤記して満期日支払場所に支払のため本件手形を呈示したので、右手形は裏書の連続を欠くことを理由に支払を拒絶された。そして、C会社はその後一ヶ月前後して本件手形をS銀行から再取得した。C会社は本件手形をS銀行から再取得した後B会社代表取締役Tに対して嚴重な償還請求をなしたが、B会社は資力がなくこれに応

ずることができず、他方Tに於て本件手形の支払場所であるD銀行船場支店に照会したところ、第二裏書の被裏書人欄をC会社と訂正して裏書の連続形式をととのえた上再度の取立がなされれば善処する旨の回答が得られたので、右回答に依じてC会社が再度の取立をなすために、TおよびC会社において第二裏書、第三裏書を抹消し、新たにTがB会社代表取締役として五月一日の日附を以てC会社あてに裏書をなした。ところが、C会社は本件手形を再度取立にまわすことなく、Y(被控訴人)に対し負担していた債務の支払のため、九月二七日日本手形をYに裏書譲渡した。Yは一〇月九日本手形を再度支払場所に呈示したが支払を拒絶されたので、振出人たるXを相手どつて手形金請求の訴を提起し原審において一部勝訴した(本件手形の右再度の呈示の翌日昭和三年一〇月一〇日以降右訴訟の訴状送達の日昭和三年八月二二日にいたるまでの間の遅延損害金請求部分のみ敗訴)。そこで、XならびにYがそれぞれの敗訴部分の判決の取消をもとめて控訴ならびに附帯控訴したのが本件である。

Xの側においては、XはB会社に対し人的抗弁事由を有しているが、B会社から手形を取得したC会社の権利取得は期限後になされた新裏書によるものであり、そしてYは右C会社から本件手形をさらに期限後裏書によつて取得したものであるから、従つてXはBに對する人的抗弁事由を以て直接にYに對抗し得るものとして、次のごとく主張している。即ち、「手形上の権利の移転関係は、例えば裏書が期限後裏書であるかどうかは手形に記載の日附によるべきではなく、現実に当該裏書のなされた日によつて決定されるべきであ

るが、その他は手形上の記載によつて表現されねばならぬし、その効力も右記載によつて決定されるべきであるから、本件手形の裏書の記載からすれば仮りにC会社が旧第二裏書によつて一旦手形上の権利を取得したことがあったとしても右裏書の抹消によつて右旧第二裏書は初めからなかつたことに帰着し、右抹消された裏書によるC会社に対する権利移転はあり得ないし、従つて又右旧第二裏書によつてC会社が取得したと主張する手形上の権利(倉沢注——人的抗弁の切断された権利)をYが譲り受けるに由ないものである。」

Yの側では附帯控訴の理由として、呈示期間経過後に支払場所になされた呈示も付遅滞の効果があることを、同趣旨の先例である大阪高等昭和二年四月二四日判決を挙げて主張した。

【判旨】控訴ならびに附帯控訴棄却。

「なるほど裏書の抹消は手形法第一六条の關係に於て記載されたかつたものと看做されるけれども、その法意は抹消された裏書は当該裏書の被裏書人及びその後の被裏書人に対して手形上の権利者であることの形式的な資格授与の効力を生じないというに過ぎず、その所持人が他の立証方法によつてその手形上の権利者であることを立証し当該手形上の権利を行使することを禁ずるものではない。そして手形裏書による権利移転の効果が、裏書の抹消により如何なる影響を受けるかは抹消の態様の如何により異なる。すなわち若し實質上権利を逆流させるための譲渡行為があり、形式をそれに合致させるために裏書が抹消せられたのならば、抹消された旧裏書は無に帰し、手形上の権利は抹消された旧裏書の裏書人(その直前裏書の

被裏書人または受取人)に逆流するのであるが、実質上の権利者が毫も手形上の権利を譲渡することなく、単に裏書の形式的連続を整えて、資格を回復するための便宜上、旧裏書を一旦抹消し、更にその抹消した旧裏書の裏書人から新裏書を受ける方法をとる時は、実質上の権利は依然として抹消される前の状態のままであつて権利の逆流を生ずることなく、従つてまた右の新裏書にも権利を移転する効力はない。今本件についてこれを見るに、旧第三裏書の裏書人C商店は、その被裏書人S銀行より本件手形を再取得し、(中略)支払呈示期間経過後新第二裏書によつてB会社より権利を承継したのではない。」そしてC商店は手形法第一七条所定の債務者を害することを知つて本件手形を取得したという主張立証のない本件では右C会社はB会社より何等X主張の抗弁を以て対抗されない手形上の権利を取得したものとすべきである。」

「約束手形に支払場所の記載ある場合は(支払呈示は)適法な支払呈示期間内においては右支払場所に於てなされるべく、適法な支払呈示期間経過後に於ては振出人の現時の営業所、もし営業所がないときはその住所においてなされるべく(商法第五(六)条第五項)そうでない呈示は適法な呈示と云えないと解すべきである。けだし、約束手形は転々流通する有価証券、金銭証券、指図証券で、その満期日にその手形金の支払がなされることを本質的な使命としているもので、手形振出の記載要件も一に、この本質的使命を全うすることを目ざしてなされていると解するのが相当で、されば支払場所の記載も適法な支払呈示期間内の呈示の場所としてのみ予定されているものと解すべく、

手形利害関係人間に特段の約定がとり交されない限りは、適法な支払呈示期間経過後の支払場所における支払呈示は振出人を遅滞に付する効果はないものと解する。」

【評釈】賛成。いわゆる裏書の抹消の場合にも、裏書の抹消行為そのものの効果と、抹消した裏書の裏書連続における効果とは異なつて考えられるべきものである。後者については手形法一六条一項に明示の規定があり、その法意については、旧商法とは異なり、本判決のいうとうり形式的資格授与力の有無の問題であるが、しかし、本件事案においては所持人Yの形式的資格は争われてはいない。旧第二裏書・同第三裏書の抹消と、第一裏書の裏書人たるB会社からC会社に対する新第二裏書ならびにC会社からYに対する新第三裏書によつて、所持人Yが形式的資格を有することは明らかである。

本件で争点となつてゐるのは、Yに対する裏書人であるC会社の本件手形取得が、抹消された旧第二裏書によるものであるか、それとも期限後になされたところの新第二裏書によるものであるかである。すなわち、Xはその主張において、「仮りにC会社が旧第二裏書によつて一旦手形上の権利を取得したことがあつたとしても右裏書の抹消によつて右旧第二裏書は初めからなかつたことに帰着し、右抹消された裏書によるC会社に対する権利移転はあり得ない」として、裏書抹消行為の効果につき、それが裏書譲渡行為そのものを溯及的に無効たらしめることを述べている。しかし、右の主張そのものはとるに足りないといつてよからう。適法有効に成立した行為について何らの権限にもとづかず、その意思表示を取消すことは

できず(○民法一、またすでに有効に成立した行為を溯及的に無効とする合意を当事者がなしたとしても、それを対世的に認める余地はない。ここで問題になるのは、既存の裏書が一旦抹消されて後新たに同一当事者間において裏書がされた場合、権利が一旦裏書人に戻り、ふたたび新裏書によつて被裏書人に権利が移転することも考えられるから、本件における裏書の抹消の効果とそれともなう実質的な権利移転関係いかんというところである。

裏書の抹消は、いわゆる消極的裏書(鈴木二六三頁、大)として、裏書人の権利再取得の一方法として認められることがある(大判大一九民集一巻七二頁、同昭八・一・二〇民集一〇巻二二七頁等)。この場合に、判例が「裏書抹消による譲渡」と称んでいること(判昭六)、現所持人が裏書を抹消して手形を返還するのが本則であり、抹消せずに返還した場合に返還者は消極的な白地補充権ともいべき抹消権を与えたものと考えられていること(鈴木二)からすれば、特殊な裏書方法として手形上の権利移転を生ぜしめる実質的行為と解されるべきこととなる。もつとも、手形債権についても指名債権譲渡の方法による移転を認める立場(大判昭七・一二・二二民集一巻二二六頁)に立つならば、裏書の抹消の場合にも、実質的権利移転行為たる抹消行為の場合と、権利移転は指名債権譲渡の方式によつてなされ、抹消は単に資格の作出のためになされる場合とがあり得ることとなる。これに対し、近時の学説は、裏書の抹消行為そのものの効果として前者に対する実質的権利移転があるのではなくて、権利移転は当事者間におけるその意思を以てする手形の返還によつて完成し、裏書の抹消そのものは

常に単なる資格回復の手段であるとする(鈴木「手形裏書の抹消」法協五〇巻の抹消(講座)。そして、手形行為たる裏書は嚴格に要件が法定化されているものであつて、いわゆる消極的裏書はこの要件を欠くから裏書ではなく、その性質は指名債権譲渡とみるほかないとする(戸塚書抹消による譲渡」判例百選一六七)。本判決は、裏書の抹消・返還による権利の逆流の場合にも、抹消そのものは「形式を合致させるため」のものとしているので、後者の立場に立つように読める。

大審院の判例が、戻裏書の規定があるからといつて、裏書の抹消による譲渡を禁じたものと解するを得ないこと、ならびにこの方法による譲渡が旧来の手形債務者の何人にも不利益を及ぼすことのないこと理由を挙げ、「裏書抹消による譲渡」を認めているのは、手形法の解釈上認められる裏書の一方法と見ているのではないかと思われる(そうだとすれば、その効果は白地式裏書の被裏書人が単なる交付によつてなす裏書に準じることとなる)が、いづれにしろ、手形行為について交付契約説をとる以上は、本件における旧第二裏書の抹消にあつては交付契約を欠くものと解されるから、権利のB会社への逆流は認められず、従つて、旧第二裏書の抹消は、実体的には、裏書連続の関係において記載のないものとみなされる効果をもつだけであり、形式的資格に争いのない本件では問題とならない。ただ、裏書の抹消を権利移転の一方式と認める立場からは、抹消された裏書はそのような権利移転行為の存在を推定せしめるべきものと解される(裏書連続における所持人のための権利推定——資格授与力——とは異なる)ので、立証責任が変ることになる。

二、支払呈示期間経過後に支払場所になした呈示に付遅滞の効力を認めない判旨は妥当である(同旨…大阪高判昭三四・六・一六高等民集一二卷八五号)が反対判例もある(大阪高判昭二八・四・二四高等民集六卷三)。この問題は、支払場所の記載について、通常の記載者の意思・取引の実際等から考えて、支払呈示期間後も手形債務の履行の場所と解するの  
が妥当かどうかという実質的考慮にもとづいて決すべき問題に属す

## 〔労働法 三〇〕 「入門時の私物点検拒否と契約更新拒絶の濫用」

る。その点そもそも手形は満期における支払を目的として居り、呈示期間後時効期間満了まで債務者が第三者の許に資金を準備しておかなければならないとするのは妥当ではないであろう(大隅「第三者方  
て」私法論集下巻六三頁註二〇、場。  
「支払地・支払場所」講座四卷二一頁)。

(倉沢康一郎)

神戸製鋼所臨時工事件  
昭和三七年(三)第六二五号  
神戸地裁昭和四一・一二・五判決

【事実】 A (債権者) は、神戸製鋼所 (債務者) 以下単に会社という  
一) に昭和三二年三月一三日、二カ月の期間を定めた労働契約書を  
提出し、定期工 (その実態はいわゆる臨時工である) として就職した。  
それ以来二カ月毎に労働契約書を作成し、昭和三七年九月二七日ま  
で、約五年六カ月の間定期工として、本工の作業と同一の作業に  
就業してきた。ところが昭和三七年九月二七日、会社は、つぎの理  
由により昭和三七年九月末日をもつて労働契約を終了する旨Aに意  
思表示をした。労働契約更新拒絶理由は、主として二点である。第  
一は、Aは勤務成績不良で本工に採用される見込みのないこと、つ

ぎは、就業規則第三〇条に定められた所持品点検を拒否して入門し  
たというのである。

そこでAは、右更新拒絶の意思表示は、つぎの理由で無効である  
として争う。第一の理由は、二カ月毎に二カ月の期間を定めた労働  
契約書を提出していたが、期間満了後も引続いて就労していたもの  
で、Aの労働契約は、期間の定めのない労働契約となっていた。か  
つ右の点を裏付ける事実としてAは、五年六カ月の期間本工と全く  
同一の作業内容に就労していたことを主張する。以上のような労使  
関係の実態からすれば、本件更新拒絶は解雇であり、就業規則に違